

所 監 第 8 4 号
令和 7 年 7 月 3 1 日

所沢市長 小野塚 勝 俊 様

所沢市監査委員 石 其 政 則

同 市 川 博 章

同 島 田 一 隆

同 松 本 明 信

令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、所沢市監査基準に準拠して審査をしたので、次のとおり意見を付します。

令和 6 年度健全化判断比率審査意見

第 1 審査の種類

健全化判断比率審査

第 2 審査の対象

令和 6 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の主な着眼点

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか。

第 4 審査の実施内容

1 審査の期間

令和 7 年 7 月 1 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

2 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率名	令和 6 年度の比率	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	— %	1 1 . 2 5 %
連結実質赤字比率	— %	1 6 . 2 5 %
実質公債費比率	5 . 0 %	2 5 . 0 %
将 来 負 担 比 率	9 . 1 %	3 5 0 . 0 %

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため、「—%」と表示した。

令和 6 年度水道事業資金不足比率審査意見

第 1 審査の種類

資金不足比率審査

第 2 審査の対象

令和 6 年度所沢市水道事業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の主な着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか。

第 4 審査の実施内容

1 審査の期間

令和 7 年 6 月 5 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

2 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

会計の名称	令和 6 年度資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— %	20 %

(注) 資金不足額を生じていないため、資金不足比率を「—%」と表示した。

令和6年度下水道事業資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

資金不足比率審査

第2 審査の対象

令和6年度所沢市下水道事業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の主な着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか。

第4 審査の実施内容

1 審査の期間

令和7年6月5日から令和7年7月31日まで

2 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

第5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

会計の名称	令和6年度資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	— %	20 %

(注) 資金不足額を生じていないため、資金不足比率を「— %」と表示した。

令和 6 年度病院事業資金不足比率審査意見

第 1 審査の種類

資金不足比率審査

第 2 審査の対象

令和 6 年度所沢市病院事業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の主な着眼点

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか。

第 4 審査の実施内容

1 審査の期間

令和 7 年 6 月 5 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

2 審査の手続

審査にあたっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

第 5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率については、適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

会計の名称	令和 6 年度資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	— %	20 %

(注) 資金不足額を生じていないため、資金不足比率を「—%」と表示した。